

令和 8 年 5 月 2 1 日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 小 倉 尚 裕

副委員長 澁 谷 洋 子

1 開催日時 令和8年5月21日（木曜日）午前9時57分～午前11時13分

2 開催場所 第1委員会室

3 報告事項

（1）令和8年第2回定例会提出予定案件

①青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（2）その他

①第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会について

②「青森港暮らしのマルシェ」の開催日程について

③青森市立青嶺のぞみ中学校（公立夜間中学）の入学希望者アンケートの実施について

④一般財団法人棟方志功記念館との包括連携協定の締結について

⑤西部市民センター屋内プールの休館について

⑥市指定文化財「黒松」の現状について

⑦青森市立小・中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

⑧青森市立橋本小学校の通学区域再編について

⑨クマの出没に伴う小牧野遺跡の見学休止について

⑩損害賠償等請求事件（控訴審）について

【挙手による報告】

①令和8年1月からの豪雪によるりんご園地被害の支援策について

②りんご園地におけるツキノワグマの出没状況について

○出席委員

委員長 小倉 尚 裕

副委員長 澁谷 洋子

委員 相馬 純子

委員 工藤 夕介

委員 柿崎 孝治

委員 村川 みどり

委員 藤田 誠

委員 木下 靖

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長 工 藤 裕 司
市 民 部 長 齋 藤 賢 剛
経 済 部 長 横 内 信 満
経 済 部 理 事 工 藤 拓 実
農 林 水 産 部 長 大久保 文 人
教育委員会事務局教育部長 泉 宏 明
教育委員会事務局理事 角 田 毅
農業委員会事務局長 船 橋 正 明
市 民 部 次 長 竹 内 巧

経 済 部 次 長 横 山 明 典
農 林 水 産 部 次 長 坂 本 康 人
教育委員会事務局教育次長 後 藤 孝 範
教育委員会事務局教育次長 小 山 信 哉
経 済 政 策 課 長 千 葉 皆 工
農 業 政 策 課 長 堀 川 慎 一
教育委員会事務局総務課長 嘉 瀬 慎 一
関 係 課 長 等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 花 田 昌

議事調査課主任 杉 浦 晃 平

○小倉尚裕委員長 ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

「令和8年第2回定例会提出予定案件」について報告を求めます。

なお、質疑につきましては、事前審査とならないようお願いをいたします。

それでは、「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
本年第2回定例会に提案を予定しております「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

まず、「1 改正理由」でありますけれども、国では、地域再生法に基づき、地方における雇用の創出を目的に、地方への本社機能の移転・拡充など、企業の地方拠点化を促進しており、各都道府県から認定を受けた企業に対する施設の新設または増設に関する課税の特例などのほか、地方公共団体が認定事業者に課すべき地方税を課税免除または不均一課税した場合、その減収額を地方交付税で補填することとされております。

これを踏まえ、青森市では、平成28年に青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を定め、県知事の認定を受けて本社機能を有する施設の新設などを行う事業者に対し、3か年度、固定資産税を不均一課税とする措置を講じているところであります。今般、地方再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令が一部改正されましたことから、本条例についても同様の改正を行うものであります。

次に、「2 改正概要」でありますけれども、初めに、期間は国の省令改正と同じく、期限を令和10年3月31日まで2年間延長しようとするものです。続きまして、対象はこれまでの取扱いと変わりませんが、対象資産の範囲を明確するため、省令改正に倣い、同じ内容を条例にも記述しようとするものです。

最後に、「3 施行期日」についてでありますけれども、改正条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用となります。

報告は以上となります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 たしか前に聞いたときは、市内にこの事業所、ないだったか1者だと言っていたような気がしたんですけれども、ちょっとそこを確認させてください。

○小倉尚裕委員長 経済部長。

○横内信満経済部長 これまでの実績というお尋ねかと思いますが、これま

でに1件、事業所が適用を受けております。実績として1件あります。

以上です。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 現在も、その1件という状況には変わらないということでしょうか。

○小倉尚裕委員長 経済部長。

○横内信満経済部長 これまで本制度が始まってから、実績は1件ということであり
ます。

以上です。

〔村川みどり委員「分かりました」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、「令和8年第2回定例会提出予定案件」についての報告を終わります。

次に、「その他」の報告を求めます。

初めに、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会について」
報告を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あ
り）「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会について」御報告
いたします。

お手元の資料を御覧ください。

第80回国民スポーツ大会、青の煌めきあおもり国スポの開催概要につきまして
は、会期前Ⅰを9月3日から13日まで、会期前Ⅱを10月2日から9日まで、本会
期を10月10日から20日までとし、総合開会式は10月10日、総合閉会式は10月
20日、いずれもマエダアリーナで開催されます。

本市で開催します正式競技は、陸上競技、水泳、テニス、バレーボール、ハンド
ボールなど、県内最多の全14競技19種目となっており、競技日程は表のとおりで
あります。

続きまして、2ページをお願いいたします。

競技別リハーサル大会につきましては、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸
成を図るため、全国規模の大会などをリハーサル大会として、国民スポーツ大会の
本大会に先立ち開催するものです。

今年度、本市で開催する競技は、スポーツクライミング1競技2種目となってお
り、6月13日と14日に開催することとしております。

また、デモンストレーションスポーツにつきましては、地域スポーツの普及・促
進を図り、健康・体力の保持増進及び各地域が元気で活力に満ちた姿になることや、
世代間や地域間の交流の輪を広げ、活力ある地域づくりを目指すため、国民スポー

ツ大会の実施競技として開催されます。

本市で開催される競技は、ウオークビンゴなど全 11 競技となっており、競技日程は表のとおりであります。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

第 25 回全国障害者スポーツ大会、青の煌めきあおもり障スポの開催概要につきましては、会期を 10 月 23 日から 26 日までの 4 日間とし、開会式は 10 月 23 日、閉会式は 10 月 26 日、いずれもマエダアリーナで開催されます。

本市で開催される競技は、陸上競技、水泳、アーチェリー及び卓球の 4 競技となっており、競技日程は表のとおりであります。

また、リハーサル大会につきましても同様の 4 競技が本市で開催されることとなっており、日程は表のとおり、全競技 5 月 31 日となります。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポに向けた取組についてであります。これまでは、昨年の 11 競技のリハーサル大会を実施しましたが、市民の関心や参加意欲を高めるために、新町通り・八甲通りへの街頭フラッグの設置、各種イベントにおけます P R、ノベルティグッズの制作・配付、ボランティア募集など、様々な広報活動を展開してまいりました。

令和 8 年度——今年度の主な取組につきましては、まず、競技会関係といたしましては、先ほど御説明したとおりでありますけれども、障スポにつきましては、青森県が主体となって各競技会を運営することとなっているところ、本市における対応といたしましては、本年 5 月のリハーサル大会及び 10 月の本大会におきまして、本市で開催される競技会、開会式、閉会式への手話通訳者を含めた市職員の派遣について協力することとしております。

次に、広報といたしましては、引き続き広報あおもりや S N S 等を活用した情報発信を行うほか、ラッピングバス 4 台の運行や、市役所庁舎でのパネル展の開催、さらには、青森県と連携し、青森駅前柱巻き広告の設置や炬火イベントを実施するなど、積極的な広報活動を順次展開してまいります。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

次に、市民運動といたしましては、小・中学校の児童・生徒の観戦機会を創出するための学校観戦の実施、また、全国 47 全ての都道府県の選手等を応援するための、中学生による手作り応援のぼり旗や、小学生による花プランターシールへの応援メッセージを作成するなど、市民一丸となって大会を盛り上げてまいります。

次に、おもてなしといたしましては、今月下旬には、大会を盛り上げ、選手等を歓迎・応援していただくため、商店街等への応援ユニフォームを配付するほか、7 月には観戦を楽しんでもらうための観戦ガイドブックの作成、また、大会期間中には青森駅等への総合案内所の設置、競技会場におけるのぼり旗等の歓迎装飾の設置、マエダアリーナ等競技会場での小型ねぶたの設置、さらには、上位入賞者への副賞

といたしまして、青森市特産品の活用や、青森市ならではの参加記念品の贈呈など、全国から訪れる選手等へのおもてなしに取り組むこととしております。

最後に、輸送・交通、宿泊・弁当及び医事・衛生対応といたしまして、選手・監督者等の大会関係者や一般観覧者等、大会に参加される全ての皆様を万全の体制で受け入れますとともに、安全・安心かつ快適な競技環境を提供できるよう努めてまいります。

今後におきましても、リハーサル大会で得られた経験や成果、そして課題を踏まえ、これまで以上に青森県や競技団体等と連携を図るとともに、本市を訪れた方々が「良い大会だった」「また青森市にきたい」と思っただけできるよう、各種準備を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 ちょっと分かればということで、参考にお聞きしたいんですけれども、この国スポ・障スポ開催期間中の市内の宿泊施設に宿泊する人たちの人数、おおむねで分かりますか。

○小倉尚裕委員長 経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 今ちょっと数字までは持っていないんですけれども、現状、県が宿泊の差配をしておりますけれども、聞くところによりますと、青森市内の宿泊所のキャパ——受入れ数はちょっと不足していて、その不足といいますのも、国スポで泊まる宿泊者の関係は、一律、一泊二食で幾らと金額を県であらかじめ定めておりまして、時期が秋の紅葉シーズンと被るものですから、宿泊施設側も全部提供するとかもなかなかうまくいっていない状況も実際はあるとのことで、ちょっと不足している状況だとは聞いておりました。

今なお、県のほうで委託業者を通じて、そういう調整には取り組んでいるということのようです。

それで、数値のほうは、申し訳ございません、ちょっと今、手元に……

○木下靖委員 いいです。もし分かれば後でも。

○工藤拓実経済部理事 後ほどお答えします。

○小倉尚裕委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、『青森港暮らしのマルシェ』の開催日程について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和8年度の『青森港暮らしのマルシェ』の開催日程について」御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

青森港暮らしのマルシェにつきましては、本市の魅力を全国へ発信し、農林水産物の販売促進、観光誘客や地域経済の活性化を図るため、地域資源を活用した新たなプロモーションとして、昨年から開催しております。主催は青森地域資源活用プロモーション実行委員会となっております。

昨年は、10月10日から13日にかけて、青森港新中央埠頭、柳町通り、本町公園、市役所本庁舎を会場に開催され、4日間で延べ約550店舗の出店者と約3万8000人の来場者にお越しいただき、出店者、来場者からも大変好評をいただいたところであります。

今年度は、6月から10月にかけて、原則毎月1回、土日の開催を予定しております。8月は青森ねぶた祭と連動し、3日から6日までの4日間にわたり開催することとしております。また、昨年度に引き続き、朝マルシェと夜マルシェを社会実験として開催いたします。

マルシェの詳細や最新情報につきましては、青森港暮らしのマルシェ公式ホームページにて御案内させていただいております。

市といたしましては、今年度も多くの出店者、来場者の方に御参加いただきたいと考えており、委員の皆様にも、青森港暮らしのマルシェを広くPRしていただきますとともに、御多忙中とは存じますが、ぜひ当日は会場に足をお運びくださいますようお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 懸案だった青森港の利用料については、どうなりましたでしょうか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 昨年度開催した際には、利用料については、免除していただいております。青森港開港400年の記念事業の一環として開催した趣旨もありまして、県から免除していただいております。

今年度の利用料につきましては、今、県と協議をしている最中であります。

以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市立青嶺のぞみ中学校（公立夜間中学）の入学希望者アンケートの実施について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 「青森市立青嶺のぞみ中学校（公立夜間中学）の入学希望者アンケートの実施について」御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 趣旨」ですが、令和9年4月に開校する県内初の公立夜間中学である青森市立青嶺のぞみ中学校の入学希望者を把握するためのアンケートを実施するものです。これは県教委と合同で実施します。

「2 アンケート項目」につきましては、「氏名」、「電話番号」、「住所」、「生年月日」、「国籍」、「話せる言語」、「就労状況」、「中学校卒業の有無」、「入学を希望する理由」、「学校生活で楽しみにしていること、不安なこと」としており、詳細は別紙チラシの裏面に記載のとおりとなっております。

「3 回答方法」については、二次元コードを読み取りの上、アンケートフォームに回答いただくか、チラシの裏面に記入いただき、郵送、直接窓口へ提出、ファックスのいずれかの方法で回答いただくこととしております。

「4 アンケート期間」につきましては、令和8年6月1日から9月30日までの4か月間、「5 ポスター・チラシの設置場所」については、記載の市内公共施設のほか、青森県においても県内の公共施設に設置していただくということ、広報あおもり及び市ホームページで広く周知を図ることとしております。

「6 今後の予定」につきましては、入学希望者説明会を9月13日日曜日13時からと9月16日水曜日18時から2回開催し、10月から生徒募集、面接を経て、入学決定者に対し、令和9年2月にオリエンテーションを実施し、4月入学ということをご予定しております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「一般財団法人棟方志功記念館との包括連携協定の締結について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 議員の皆様には5月15日に協定書案の資料を配信させていただいておりましたが、本市と一般財団法人棟方志功記念館の包括的な連携に関する協定を昨日——令和8年5月20日に締結しましたので、その概要について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 協定締結の背景」についてですが、昨年度の棟方志功没後50年という節目の年における記念展及び棟方志功サミットの開催での協力をきっかけに、改めて画伯の顕彰及び研究についての協力の話を同財団からいただき、市としても連携を強化すべきと考え、同財団との間で包括的な連携に関する協定を締結することとしたものであります。

「2 協定の概要」についてですが、「(1) 目的」として、本協定は、相互の包括的な連携の下、青森市の名誉市民である棟方志功画伯の顕彰及び研究を推進することで、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に

寄与するものとしております。「(2) 連携する事項」につきましては、1つに、文化芸術に関すること、2つに、生涯学習に関すること、3つに、学校教育に関することとしており、具体的な連携協力事項といたしましては、本市及び同財団が保有する画伯関連資料等の相互の無償貸与、同財団が研究等に必要とした場合の市が所有する施設の無償使用ということで、図書館に使っていない応接室がありますので、そちらを提供する予定としております。「(3) 有効期間」については、締結日から1年間で、自動更新することとしております。

「3 今後について」ですが、同財団との連携を強化することにより、棟方志功画伯の顕彰・研究をこれまで以上に進め、子どもたちをはじめとする市民の皆様に画伯の魅力を伝えてまいりたいと考えております。

また、棟方志功記念館建物の改修などに関しても連携し、より良い利活用に向けて取り組んでまいります。

報告は以上です。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「西部市民センター屋内プールの休館について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 「西部市民センター屋内プールの休館について」御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 西部市民センター屋内プールの概要」についてであります。西部市民センター屋内プールは、住民の触れ合いと連帯感あふれる地域社会づくりを推進し、併せて地域文化活動の振興、生涯学習の充実、健康の増進等を図り、もって豊かな市民生活の形成に資することを目的に、平成16年に開館した西部市民センター1階に設置した屋内プールであり、年間約2万2000人の方に利用されているほか、近隣小学校などの授業にも活用されているところであります。

「2 休館の経緯」についてですが、令和8年5月3日日曜日の午後4時45分頃、幅1.5メートル、長さ2.3メートル程度の天井材の一部が剥がれ落ち、プール内及びプールサイドへ落下したものです。

落下時は営業時間中であり、プール内に2名、採暖室に2名、更衣室に1名の計5名がプールを利用しており、いずれの利用者にもけがはありませんでした。

落下の原因は現在調査中のため、安全が確認できるまでプールは休館することとし、既に授業目的で利用の申込みがあった学校には個別に連絡したほか、5月8日金曜日には、青森市ホームページ、青森市公式Xにより、利用者の皆様に周知したところであります。

「3 今後の対応」につきましては、落下の原因について引き続き調査を進める

とともに、復旧に向けて関係部局と協議してまいります。

なお、古川市民センター・戸山西小学校の屋内プール及び青森市民室内プールについては、利用者の皆様に安心して御利用いただくため、技術職員による安全確認のための目視点検を実施し、いずれの施設も現時点で異常が認められないことを確認しております。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 すみません。西部市民センターのプールの天井材、材質って何ですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 材質は2層構造になっていて、上が、いわゆるチョークといいますか、昔、白い、壁に使われるような……（「石膏ボード」と呼ぶ者あり）そうです。その下に紙製の層が何層にも重なった、正式名称がロックウールという、高湿のため、ロックウールという紙が何層にもなっている材質になります。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 石膏ボードそのものは脆いですが、重量はそれなりにあって、五、六枚持とうと思うと、大変な力があるものですが、今回、幸いにけが人とかいなかったということなんですけれども、当然今、そのほかの部分の天井も安全かどうかという確認はされていると思うんですけれども、プールに石膏ボードという天井材はどうなのかなという気もするんですけれども、湿気のあるような場所にはあまりそぐわないような気もするので、その点も今後、検討していただければというふうに思います。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 この際、ほかの施設も点検されたと思うんですが、公式に教育委員会として、いわゆる定期的な点検というのはどうなっているのか、しているのかしていなかったのか、お答えください。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 ここは指定管理者制度を導入していますので、施設の点検は仕様書に定めておりますけれども、指定管理者が1日4回、天井を目視で確認するという。それから、天井裏にキャットウォークという点検用の通路がありますので、そこから月1回、目視することになっていて、それを実施している状況になっています。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 全て目視——例えば年に1回ぐらい、打音とかそういうタイプじゃなくて、全部目視点検ですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 目視の点検になります。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 分かりました。今、落下するという現象が起きましたので、天井裏に点検で歩くところがあるのであれば、でっかいハンマーでドンドン叩いたら落ちるんだろうけれども、打音テストくらいやっていただきたいなと思います。特に人の通るところは、最近はぺらぺらのやつで、地震起きても大丈夫——ここも落ちれば大丈夫ではないよね。さっき木下委員がしゃべったけれども、とても厚いので、堅いし、大変だと思いますので、月1回とは言わなくても、できるだけ軽く打音テスト、点検をしていただきたいことを言って終わります。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 プール、学校利用があると言っていましたけれども、それが別の施設でというふうになると思うんですけれども、その施設というのは、その移ってくる学校によって支障は出ることはないんでしょうか。というのは、例えば、小・中学校が使っていて、移動した場合、混雑するのではないかと。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 落下した時点で、市内の小・中学校では、新城小学校、新城中央小学校、三内西小学校、それと合子沢分校が予約をされていて、新城小学校と新城中央小学校と三内西小学校は別なところを探している最中になっています。合子沢分校はマエダアリーナを借りるということで調整が進んでおります。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「市指定文化財『黒松』の現状について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 「市指定文化財『黒松』の現状について」御報告いたします。

資料を御覧ください。

六枚橋地区に所在する黒松につきましては、昭和42年6月に市指定文化財の天然記念物として指定したものです。所有者は県外在住の個人の方となっており、日常の管理が困難であることから、平成21年には地元の方により組織された黒松を守る会が管理を担っております。

直近では、令和3年4月に剪定が行われておりますが、その後、全体として枝葉が少なくなり、海手側の枝葉が徐々に回復してきたものの、国道側の枝葉が枯れた状態となっております。また、昨年度は、海手側の葉の一部が茶色く変色し、枯れた状況を確認したところであります。

こうした状況を踏まえ、昨年度8月には樹木医による固形肥料や液体肥料による樹勢回復措置、11月には枝を保護するための支柱の設置が行われたところであります。また、11月末までに実施された樹木医による樹木健全度診断の結果、9割以上が枯損し、樹勢が著しく衰えていることが確認されたところです。

黒松の現状につきましては、本年5月1日に担当課である文化遺産課の職員が生育状況を確認したところ、新芽が出ておらず、葉が茶褐色に変色した状況となっており、生育が危機的状況に陥っているものと推測されました。このため、5月11日に樹木医に確認していただいたところ、枯死とみなしてもよいとのことでした。長年にわたり地元で親しまれてきた黒松であり、大変残念に思っております。

今後につきましては、黒松を守る会をはじめ、関係者の皆様と連携を図りながら、対応について協議してまいります。

報告は以上です。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 私、まだ2020年の10月くらい、すごく松の枝が伸びてトラックがぶつかったりしている頃から見えていたんですけれども、あと樹木医さんがまとまって来たときも参加していました。

それで、枯死したのはとても残念なんですけど、今の段階ではまだどうするかというのは決まっていらないのかもしれませんが、あのままだとすごく枯れているのが——あと、案内板もついているし、電信柱にも、青森市指定文化財黒松というのがついているので、それは外したりするんでしょうか。そのまま、つけているんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 今後、管理者の方とちょっと調整してまいりたいと思います。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 あと、枯れてしまったということは、倒れる可能性とか、あと柵が全部壊れてしまっているんです。あそこもどうかしないと、多分見学に来た人が入り込んでいって、何かしらの事故が起きる可能性もあると思いますので、その対応をお願いしたいと思います。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市立小・中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 青森市立小・中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画につきまして、去る5月12日に開催されました教育委員

会定例会におきまして、その内容が決定されましたことから、御報告申し上げます。

配付資料「教職員の働き方改革に関する指針」を御覧ください。

初めに、1 ページの計画の趣旨ですが、「教職員が心と体の健康を維持しながら安心して働ける職場環境のもと、一人一人がもつ能力を発揮することで、学校教育の質の向上と持続可能な学校を目指す」という、学校における働き方改革の推進を目的として策定するものであります。

次に、本市の現状ですが、本市では、平成 30 年に教職員の多忙化解消に関する指針を策定し、教職員の働き方改革に取り組んでまいりました。その結果、資料 1 にお示ししたとおり、時間外在校等時間は年々減少し、令和 3 年度には、小・中学校ともに、国が令和 11 年度までに達成すべき目標として掲げた時間外在校等時間 1 か月平均 30 時間程度を達成し、令和 7 年度まで継続しております。

なお、令和 6 年度における 1 か月当たりの時間外在校等時間について、県平均と比較すると、小学校では、県平均 28 時間 30 分に対して、市平均 20 時間 49 分と、7 時間 41 分の改善傾向にあり、中学校では、県平均 40 時間 42 分に対して、市平均 27 時間 4 分と、13 時間 38 分の改善傾向にあります。

一方、資料 2 にお示ししたとおり、僅かではありますが、時間外在校等時間が月 80 時間を上回る教職員がいることや、2 ページの資料 3 にお示ししたとおり、小学校における部活動以外の各業務においては、小・中学校ともに縮減の可能性を残している状況にあることから、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、質の高い学校教育を実現するためのさらなる業務の効率化を図る必要があります。

次に、達成目標ですが、大きく分けて 2 つあります。1 つに、時間外在校等時間に関する目標です。国が定める上限時間の範囲内とするため、表にお示しした現状値を踏まえ、1 か月時間外在校等時間 45 時間を超える教職員の割合を小・中学校ともに現状値より減とすることや、1 か月時間外在校等時間 80 時間を超える教職員の割合をゼロ%とすること、さらには 1 か月時間外在校等時間の平均時間 30 時間以下を維持することを目指していきます。2 つに、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標です。ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 11.4%以下とすることや健康リスク値を 79.5 以下にすること、さらには働きがいの評価点を 3.2 点以上とすることを目指し、心身の健康確保と教育の質の向上を図ってまいります。

次に、計画の期間ですが、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 か年といたします。

次に、実施する業務量管理・健康確保措置の内容ですが、次の 3 つの項目で進めてまいります。

3 ページを御覧ください。

1 つに、教職員の業務量管理に関する取組です。校長は、資料 4 にお示した業務を行う時間の上限を踏まえ、引き続き、学校課題解決のための教育課程及び組織

の編成、在校等時間の把握、校内多忙化解消委員会の設置に取り組むことにより、教職員が担う業務の適正化を図ってまいります。

4 ページを御覧ください。

2 つに、学校・教師が担う業務に係る 3 分類を踏まえた業務の見直しです。教育委員会及び学校は、資料 5 にお示しした学校・教師が担う業務に係る 3 分類に基づく教職員の負担軽減策に積極的に取り組んでまいりました。本計画では、これまでの取組に加え、学校運営協議会における協議を踏まえ、優先順位を見極めながら学校・家庭・地域が一体となった取組を実現させてまいります。

なお、このことにつきましては、4 月 23 日に開催した校長会議、4 月 27 日に開催した第 1 回青森市 C S 連絡協議会及び第 1 回学校・家庭・地域が一体となった教育力向上研修講座において、全ての小・中学校長及び学校運営協議会会長、研修会に参加した C S 委員の皆様にも御説明し、御協力をお願いしたところであります。

5 ページを御覧ください。

3 つに、教職員の健康及び福祉の確保に関する取組です。校長は、教職員のストレスチェックや健康相談に加え、自動応答メッセージの活用、週 1 回の定時退下の日や学校閉庁日の設定、長期休業中の在宅勤務、長期休業明けのゆるやかスタート・ウィークの実施などに努めてまいります。また、教育委員会はいこれらの取組が充実したものとなるよう指導・支援することとしております。

最後に、今後のフォローアップといたしましては、時間外在校等時間に係る目標の達成状況について、統合型校務支援システムにより把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に係る目標の達成状況については、ストレスチェック等により把握することとします。

また、在校等時間が長時間となっている、業務の持ち帰りが常態化している、休憩時間が確保されていないなどの課題が見られた場合は、事務局職員が聞き取りを行った上で、指導・支援を行います。

なお、取組の着実な実行を図るため、目標の達成状況及び業務量管理・健康確保措置の実施状況を把握し、ホームページで公表するとともに、教育委員会定例会のほか、総合教育会議においても報告することとしております。

教育委員会といたしましては、青森市学校教育指導の方針として掲げる夢や志をもち未来を拓く児童・生徒の育成を推進するため、教職員が心と体の健康を維持しながら安心して働ける職場環境の下、一人一人の教職員が持つ能力を発揮し、学校教育の質の向上と持続可能な学校運営に資するよう、本指針を基軸とした教職員の働き方改革に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 まず確認なんですけれども、この計画をつくる原因は、中央教

育審議会でこの指針が位置づけられたことによって、青森市もこの計画をつくるという流れになったという捉え方でよかったですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 昨年の6月に、学校における働き方改革の加速化に向けて、給特法や学校教育法、さらに地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、中教審の流れも踏まえて、教育委員会に対して実施計画の策定や総合教育会議への報告が義務づけられたということでの対応になります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 いろいろいっぱい聞きたいことあるので、違う場で聞こうとは思っているんですけども、まず、この集計の整合性が果たしてどうなのかという問題意識を持っていて、例えば校務支援システムで聞き取りするということなんだけれども、それをきちんとやると結局80時間超えてしまうから、ちゃんと入力していないという先生の声が多い中で、教育委員会が持っているデータが正確な教員の働き方改革の情報になっているのかということが、まず一番の課題としてあるし、正確に取るための何かしらの改善が必要なんじゃないかなと思っているんですけども、その辺はどうでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 我々としては、それぞれの先生方が端末により出退勤の時間を報告しているということで、それを校長からは正しい記録として受け止めて、統計処理を行っているという捉え方であります。

そうではない報告をしているのではないかという御指摘がありますが、そういう実態がもしあるのだとすれば、我々としては、校長を通じて指導をしなければならないと思っておりますので、そのあたりの情報をお持ちであれば、御提供いただければ、我々としても指導をしていきたいなとは思ってはいるのですが、あくまでも、校長から報告のあったデータを統計処理しているものと捉えております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 違う場で質問にしたいと思います。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 今の質疑に関連してですけれども、現場の教職員と意識が乖離しているデータはあまり信憑性がないと思います。やはり現場の先生たちの声を聞くと、現実には、朝は何時に行って、帰りは何時に帰ったと打ち込むと、大変な数になるので、本当の時間を入力できないと。それで持ち帰らざるを得ないと。そういう現場の声は、機会あるごとには話しているつもりではあるんですが、すごい回りくどい言い方ですけども、校長先生はやはり自身の学校の管理をきちんとする姿勢というものを示したい立場にいらっしゃる方もいると思うので。何でしょう、やはり現場の先生方の実生活がそのまま反映されない限り、これはなかなか実効性があるものにならないかなと。すみません、後ろ向きですけども。これから取り組む

ということに関しても、教育課程及び組織の編成だったり、在校等時間の把握だったり、多忙化解消委員会の設置だったりとはもう既にやられていて、新しい取組としては、運営協議会からの意見を聞くということになっていきますけれども、それで果たして、成り手がない、多忙で大変、精神的に病むという現場が改善されるだろうかというのを現場にいた人間として率直に思います。ですので、まず、改善を確実にするのであれば、現場の先生たちの実態をきちんと把握することだと思うので、校長から来たものを事実として受け止めてデータ化していますということだと難しいんじゃないかなと思うんですが、その辺の御認識はいかがでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 校長先生からいただいたデータということもありますが、我々は全ての教職員のデータを確認している作業もしております。その中で個別に、どれくらい時間外在校等時間があるかということも踏まえて、適宜、その対象となっている方には、校長先生を通じて指導をしているという実態もありますので、全てが全て、校長先生からいただいているというわけではなくて、我々は全ての教職員の時間外在校等時間の把握や整理を通じて、その辺の学校の実態も踏まえて、委員から御指摘いただいた実態とどの程度乖離しているというあたりも踏まえて、検証して、指導を入れているという状況であります。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市立橋本小学校の通学区域再編について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 青森市立橋本小学校の通学区域再編につきまして、去る5月12日に開催されました教育委員会定例会におきまして、その概要が決定されましたことから、御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

青森市立橋本小学校につきましては、平成26年度から複式学級が発生したことに伴い、保護者の皆様との話し合いを重ねてきたところであり、令和8年3月に、保護者の皆様の御意向として、教育環境に係る要望書が提出されましたことについて、4月21日に開催されました本協議会において、委員の皆様へ御報告申し上げたところです。

このたび、当該要望書における要望事項を踏まえ、橋本小学校の通学区域再編案を作成しましたので、御説明申し上げます。

配付資料2ページを御覧ください。

初めに、再編の手法は、橋本小学校の通学区域を堤小学校及び浦町小学校へ再編、その内容としましては、赤い太枠内の橋本小学校通学区域のうち、斜線部分のA地区を堤小学校通学区域へ、その他B地区を浦町小学校通学区域へ再編するものです。

再編の時期は、令和9年4月としております。

次に、再編に伴う支援策等といたしましては、在籍児童は、転学先の学校を選択し、令和8年4月1日から随時、転学できるようにする。転学先の選択に際し、交流や見学、授業への参加等ができるよう配慮する。同学年の児童が同一校に転学する場合や転学先の友人関係を踏まえ、同じ学級に所属できるようにするなど配慮する。学校指定品の購入に当たり、経済的な支援をする。転学に伴う不安を解消し、集団への適応を図るため、転学後の教職員の体制に可能な限り配慮することとしております。

配付資料3ページを御覧ください。

今後の予定といたしましては、本年9月の市議会定例会において通学区域再編に係る条例改正の議案を提出する予定としております。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 例えば、A地区の人が浦町小学校に行きたいという場合は、その辺の柔軟性はあるんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 これまでも、様々な教育的な配慮により、通学区域の指定を変更するという対応をしておりますので、今回は特に、通学区域の再編ということも踏まえて、子どもたちがいろいろ見学先との交流を通して、この学校に替わりたいということを最優先に考えて対応してまいりたいと思っております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 もちろんそうなんですけれども、前も質問したことあるけれども、学区を替える手続に非常に機械的な状況が残っているので、その辺も踏まえて、ちょっと柔軟に替えてもらえればなと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「クマ出没に伴う小牧野遺跡の見学休止について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 「クマ出没に伴う小牧野遺跡の見学休止について」御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

令和8年5月7日の12時55分、小牧野遺跡内において、スタッフが見学者にガイドをしていたところ、見学者が展望所から東側へ移動する熊1頭を目撃しました。熊1頭は、目撃後、すぐにやぶに入り行方は不明となっております。見学者やスタッ

フに被害はありませんでした。

以上のように、小牧野遺跡内で熊が目撃されましたことから、来訪者及び遺跡で従事するスタッフの安全を最優先に考え、このたび、安全が確保されるまで小牧野遺跡の見学を休止することといたしました。

再開につきましては、熊の出没状況や現地の安全確認の結果を踏まえながら、可否を判断してまいります。

なお、関連施設である縄文の学び舎・小牧野館は通常どおり開館しております。

報告は以上です。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 報道によりますと、関係する施設に勤務の従業員の皆さんには、管理者がスプレーを持たせたり、鈴を持たせたりということをやっているようですが、今後、これが解除された後もまた出る可能性があるのでは、そちらのほうもちょっと検討していただきたいと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「損害賠償等請求事件（控訴審）について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 「損害賠償等請求事件（控訴審）について」御報告いたします。

資料を御覧ください。

第一審の訴状の概要につきましては、資料1枚目に記載のとおり、青森地方裁判所から、原告青森市職員1名、被告青森市とする損害賠償等請求事件の訴状の送達がありましたことから、令和6年4月19日開催の本協議会において御報告させていただきました。

また、令和8年2月27日には、青森地方裁判所で判決がありましたことから、同年3月6日開催の文教経済常任委員会においても、資料記載の判決内容を御報告させていただきました。

資料2枚目を御覧ください。

第一審の判決結果を受け、市といたしましては、適切な対応に向け、顧問弁護士と相談していたところではありますが、控訴期間中の令和8年3月12日に原告側から仙台高等裁判所へ控訴があり、その後、令和8年5月7日付で仙台高等裁判所から控訴状の送達があったところでもあります。

控訴の趣旨といたしましては、第一審である青森地方裁判所の原判決中控訴人敗訴部分を取り消すこと、第一審における金銭請求額1572万3253円から第一審で認

容された5万円を控除した1567万3253円を支払うこと、請求金額に対する令和6年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、仮執行宣言をすること、訴訟費用は第一審・第二審とも被控訴人の負担とすることという内容となっております。

今後についてですが、口頭弁論期日が本年7月10日午後1時30分から、仙台高等裁判所において行われる予定となっております。

本市といたしましては、引き続き、顧問弁護士と相談の上、適切に対応してまいります。

なお、訴訟期間中でありまことから、当事者である職員の人権に配慮し、具体的な内容についてはお答えいたしかねますので、報告のみとさせていただきます。

また、本事案は総務部も関連する事案でありますので、総務企画常任委員会におきましても同様の報告することとしております。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの件は、今、裁判の途中にありますので、御質疑等は割愛ということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 雪害及び熊の出没状況につきまして、リンゴ園地に関して一括で御報告したいと思いますので、資料を配付させていただいてよろしいでしょうか。

○小倉尚裕委員長 どうぞ。

〔議会事務局が資料を配付〕

○大久保文人農林水産部長 初めに、令和8年1月からの豪雪によるリンゴ園地等被害に関する支援策につきまして御報告いたします。

去る4月21日に開催されました本協議会におきまして、本年1月からの豪雪によるリンゴ等農業被害の状況について御報告をさせていただいたところであります。

本市といたしましては、リンゴの枝折れ等の被害が2年続けて発生した状況を憂慮しており、一日も早い園地の復旧につなげる必要がありますことから、予備費を活用し、令和8年度青森市被災果樹栽培農家支援事業を実施することとし、5月15日から申請を受け付けしております。

なお、本事業につきましては、5月13日に全議員の皆様に対し、タブレットにより配信をさせていただいております。

事業の内容につきましては、配付資料のとおりであります。

補助対象は、枝折れ等と幹割れの修復に要する支柱などの復旧資材、補植用苗木、被害樹の伐採伐根に要する経費とし、補助対象経費の3分の1以内を補助することとしております。

市といたしましては、農業者の方々と協力しながら、農業被害の対策にしっかり取り組み、被災された農家の皆様が引き続き安心して営農を続けられるよう支援してまいります。

また、令和8年第2回定例会におきまして、ただいま申し上げました支援事業とは別に、農業被害対策として関連する予算案を提案させていただく予定としております。

これについての御報告は以上でございます。

続きまして、リンゴ園地におけるツキノワグマの出没状況について御報告いたします。

こちらは配付資料はありませんが、報道等で御承知のとおり、先週からツキノワグマの出没情報が相次いで寄せられるなど、市内各所でツキノワグマ等野生鳥獣の出没情報が寄せられております。

このうち、5月18日時点での農地におけるツキノワグマの出没件数については、いずれも浪岡吉野田地区のリンゴ園地におきまして、2件の情報が5月1日と16日に寄せられております。

令和7年度におきましては、農地のツキノワグマの出没状況につきましては、出没件数87件、被害金額144万1000円、このうち、リンゴ園地におきましては、出没件数36件、被害金額44万7000円となったところであります。

こうした状況を踏まえまして、市といたしましては、リンゴ農家の皆様が安心して農作業を行えるよう、庁内関係部局をはじめ、猟友会など関係機関の皆様と連携を強化しながら、農業被害対策に取り組んでまいります。

先程、出没状況を5月1日と16日と申し上げましたが、正しくは5月10日と16日であります。訂正させていただきます。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 樹園地の補助なんですけれども、3分の1以内にしたいその根拠を教えてください。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 基本、3分の1ということで考えておりますが、予算の配分状況等で、予算が——これは可能性の話ですけれども——予算が足りないときには、3分の1ではなくて、3分の1より下がる可能性があるということで、以内という数値をつけています。申請件数が予算をオーバーしたときですね。

ただ、私、現状では、要項上は3分の1以内とはしましたけれども、農家を支援するという目的でありますので、皆様には3分の1で交付できるように環境は整えてまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私が言いたいのはそうではなくて、半分くらい補助してあげればいいと思ったのに、何で3分の1にしたのかという、その方向性について。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 補助率の御質疑であります。失礼いたしました。

確かに2分の1か3分の1かというのはあるんですけども、これまでも農業者の皆様各種災害支援と――農業・農地被害に関しては、かかる費用の3分の1を市が負担し、残りの3分の2を農家さんが御努力いただくということでやってまいりましたので、これまでも農業被害への支援という実績を踏まえて、同程度の内容にさせていただいたところであります。

○小倉尚裕委員長 津軽地域では大体、3分の1が地元、3分の1が農協、3分の1が受益者負担というのが農業関係の補助率の基本的な数字じゃないですかね。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 この補助事業に関連して、農協で3分の1を出しているということはないんですが、農協は農協で独自に、例えば融雪剤でありますとか、復旧資材を会員の方に、農協が一部負担しながら低廉な価格で農家に提供するという事業は展開しています。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 くまログあおもりの件ですが、高校生が虚偽の投稿をしたということで、今、報道もされています。

市内の小・中学生による虚偽の投稿というのはなかったんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 報道等を読みますと、県立高校にはそういう情報が流れているようですが、我々のほうには、現段階では、県のほうから小・中学生やどこの学校という情報は入っておりませんが、ただ、県から通知を受けまして、市内の小・中学校には、そういうことをしないようにという文書での通知で既に指導済みであります。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 生徒・児童の指導の仕方として、こういうことをすると犯罪になるっていうのと、それから罰せられるということも教えないと、そのことが分からない可能性もあるので、そのところ、指導をよろしくお願いします。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 熊の件に関して、私は沖館地区に住んでいまして、熊に振り回されました。うちのかみさん、今日、熊がいたと。見たのかと聞いたら、見ていないと。

そういう意味では、見た人がいない熊なので、今、家庭でも防犯カメラをつけているので、もし中学校のそばで熊が出たとなれば、できれば、学校の周りの防犯カメラの画像を確認していただいて、本当に出たか出ていないのか。もう私、今、懐疑的で、沖館地区で熊が出たとなっても、どこの熊よって、黒い犬だろうとしゃべっ

ているんだけれども、そこはちゃんと確認したほうがいいと思います。もう沖館地区の南部の住人から電話が来たと思えば、何も1分もしないうちに北部の住民から電話が来て。本当なんだか。誰も見た人はいない。例えば、ちゃんと画像——今いろんな人が防犯カメラをつけているので、そこをちゃんと教育委員会で確認していただいて、注意していただきたい。お願いでございます。

以上です。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 今のことで補足ですけれども、実は長島小学校の防犯カメラには、熊が校門の前を歩いている映像がしっかり映っておりまして、ひょっとすれば、それが先般の緊急銃猟による熊なのかなという、ちょっとそれは同一個体か分かりませんが、実際、防犯カメラでの映像確認も行っているということの補足でした。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 関連して、この間、市内の小学校の登下校に際しては、保護者による送迎というのが行われたんですけれども、あれ自体は、市教委からの指示で行われたかどうかを確認します。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 こちらのほうで、保護者送迎を原則として対応していただきたいという旨を伝えておりまして、どうしても不安であるとか、送迎がかなわない場合は、自宅での待機で欠席扱いにはしないと、あるいはリモートの授業で対応するというので、こちらのほうから出しております。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 その送迎に関しての指示というのは、今日はもう終わったんですか。昨日までで終わったんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 実は今週末、小学校で運動会を控えておりまして、現状では、保護者の送迎を前提としつつも、保護者からの熊出没の情報であるとか、地域からの情報、あるいは市の情報、学校のこれまでの熊の出没の経緯も踏まえて、最終的には、現段階では十分警戒しながら対策を経て、実施の方向では動いております。

ただ、やはり不安を抱えている保護者等もおりますので、この時点で送迎はいいですとはこちら側では言えないかなと。あくまで学校の状況を校長先生に判断いただいた上で、そこは学校の地理的な状況も踏まえて判断していただくことになるとは思います。少なくとも、出没状況が確認された学校区については、当面の間は、保護者送迎は必要かと考えております。

○木下靖委員 はい、分かりました。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 今、防犯カメラの話が出たので、市で予算を取っている防犯カメラなんです、子ども会議でも出た、青森駅西口への取り付けを早く急いでほしいというのがあります。

市が今年度になってからいろいろあったんですが、それは所管外になるので、この場では委員長の許可がないと言わないんですけれども、かなりまだあっていますので、優先順位を早くしていただきたいと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 熊に関連してですけれども、これから国スポ・障スポ、暮らしのマルシェもそうだし、青森ねぶた祭もそうなんですけれども、屋外で結構大きな行事を青森市は控えています。ねぶたのときに熊が出たらどうすんだろうかと、ちょっと想像もしたんですけれども、熊が出たときの対応策というのは、それぞれの行事である程度策定しているものですか。

○小倉尚裕委員長 経済部長。

○横内信満経済部長 青森ねぶた祭で申し上げます。青森ねぶた祭に関しては、今、実行委員会内で熊の状況も踏まえながら、熊の対応マニュアルといいますか、例えば何キロメートル以内に熊が見つかった場合はどうするんだとか、例えば距離によって様々検討することもあるんじゃないかということも含めて、今、検討をしている状況であります。ですから、それらを本番までに整理した上で実施するということになるだろうと認識しております。

以上です。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 相馬委員からマルシェの話も出ましたので。マルシェにつきましても、一番早いのは、今、6月の開催であります、一、二週間前、ちょうど熊もたくさん出たので、どう対応するかというのは今、ねぶた祭同様、対応の仕方を検討しているところであります。

○小倉尚裕委員長 経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 続いて、国スポの関係ですけれども、まず、熊の出没防止の対策として、ごみ集積場をシャッター付きの倉庫にしたりですとか、フェンスで囲うなどの設置方法の精査を今しています。もちろん、仮設テント等々、あと売店のごみとか、その持ち帰りを徹底すること、出没・目撃情報等の対策としては、県と競技団体と連携しながら、緊急時対応及び大会中止条件ということで、場合によっては中止するのも視野に入れながら、いろいろ今検討しております。

○相馬純子委員 お疲れさまです。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

○工藤拓実経済部理事 委員長、すみません。

○小倉尚裕委員長 経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 先ほどの木下委員の国スポの宿泊の関係の質疑について、お答えしたいと思います。

4月末現在ではありますけれども、会期ごとでその日によって宿泊の必要人数と提供数がちょっと変わってきますので、会期ごとに最大の必要数でちょっと御報告したいと思います。

まず、会期前Ⅰということで、競泳のほか9種目を行う会期でありますけれども、その際の最大必要数は9月11日なんですけれども、2202名分の必要に対して、市内で今確保しているのが1536名分ということになりまして、割合でいきますと約69.8%、約7割の確保にとどまっている状況であります。

そして、会期前Ⅱの最大必要数で申し上げますと10月5日になるんですけれども、アーチェリーのみになりますので、その際370名分がマックスなんですけど、これは充足していると。

本会期になりますけど、こちらは陸上ほか計9種目ということで、一番多くの方が来る期間なんですけれども、その最大の必要数は10月13日の4393名分に対して、市内が1492名分ということで、約34%にとどまっております。

以降、今後また、県のほうで調整するということになっております。

○木下靖委員 はい、ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 理事者のほうからも発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 また、委員の皆様から、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 それではこの際、私から申し上げます。

本委員会の視察でありますけど、先般、事務局を通してお知らせしましたとおり、7月6日月曜日から8日水曜日の日程で、熊本県八代市、ここはカリビアン社——海外の船舶会社が指定管理で関税及び客船の全ての業務について指定管理を受けており、ぜひここを見てみたいところです。あとは、福岡県福岡市、年間で200そう近いクルーズ船が来ている、日本で最もクルーズ船の客が多い地でありますので、インバウンド関連、経済、観光をぜひ視察をしてもらいたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、何とぞよろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)